

# 精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する対応の流れ

別添

虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等

虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者

虐待を受けたと訴える精神障害者

通報・相談

届出・相談

(1)虐待通報窓口である健康増進課心の健康担当もしくは各保健所地域保健課は(様式1)「精神障害者虐待通報受付票」を作成する。

(2)通報者への聞き取りによる状況把握を行い(様式2)「事実確認チェックシート」を作成する。

必要に応じ、当該医療機関における不足情報の把握・確認を行う。

(3)初期対応検討会議の開催  
(様式1)「精神障害者虐待通報受付票」、(様式2)「事実確認チェックシート」を基に、初期対応の検討を行う。

## 判断基準

- ①事案の緊急性(生命又は身体に危険が迫っていないか)
  - ②虐待の継続性の有無
  - ③情報の具体性や客観性
  - ④個別の職員に起因するか、複数の職員によるものか
  - ⑤虐待として法に違反する又は違反する恐れがある行為か
  - ⑥病院の対応状況は適切か
- その他、通報者の安全の確保も配慮し、介入のレベルを総合的に判断

## 介入のレベル

- Lv.1 実地指導不実施(調査の必要性を認めず)
- Lv.2 実地指導不実施(病院からの調査報告)
- Lv.3 病院に対して一定の調査・確認を実施
- Lv.4 数日前に通知して実施
- Lv.5 直前に通知して実施
- Lv.6 抜き打ち実施

レベル4~6の場合

レベル1~3の場合

判断根拠不十分の場合

(7)虐待以外の対応

虐待でないと判断される場合は、相談窓口等の案内や関係機関等と連携する。

必要に応じて、精神科病院の管理者等や医務課・甲府市医務感染症課と連携する。

(4)精神科病院への立入検査等による事実確認(法第40条の5)  
立入検査やその他の手段で虐待の事実確認を行う。

定例の実地指導で確認を行う。

判断根拠不十分の場合

(5)虐待対応ケース会議の開催  
(様式3)「対応方針決定シート」を基に、構成員(初期対応検討会議構成員・管轄保健所長・精神保健福祉センター所長・医務課長・外部専門家等)による会議を開催し、虐待事実の判断及び対応方針を決定する。

(6)当該医療機関への結果通知等  
(4)による結果通知、指摘事項の通知を行う。

(6)改善命令等の実施  
改善計画の提出を求める、または必要な措置を採ることを命ずる。命令に従わない場合は、精神科病院の公表・入院に係る医療の提供の全部または一部の制限等を行う。

(その他)虐待の状況等を毎年度公表する(法第40条の7)